

杉並区立中瀬中学校支援本部（通称＝結）規約

第1条（名称） 本会は杉並区立中瀬中学校支援本部と称する。
通称は「結」とする。

第2条（目的） 本会は、杉並区立中瀬中学校生徒の健全な成長と教育活動の充実・発展のため、保護者、地域関係者、同窓会関係者、卒業生保護者等が学校との連携・協働して学校支援に必要な諸活動を行うことを目的とする。

第3条（所掌事業） 本会は第2条の目的に沿って以下の事業に取り組む。

1. 教育活動全体への支援
2. 特色ある教育活動に関する支援
3. 安全・安心に関する支援
4. 緑に関する支援
5. 読書活動に関する支援
6. 土曜日や放課後に関する支援
7. 地域（保護者）と学校の連携・協働に関すること。
8. その他校長が、中瀬中学校の教育の充実に関する活動と認めたこと。

第4条（組織） 学校支援本部には、役員会、事務局及び事業部を置く。

1. 役員会は各事業の方針等を示し、本支援本部の活動を統括する。
2. 事務局は各事業（部）の活動状況を把握し学校との連絡・調整を行う。事務局は中瀬中学校内に置き、事務局長及び事務局員で構成する。
3. 各事業（部）は第3条の所掌事業実施のために活動する。各事業（部）は学校支援本部及び事業部スタッフ（協力者）で構成する。

第5条（役員及び校長） 学校支援本部には本部長1名、副本部長2名、事務局長1名、庶務・会計若干名及び各事業部長を置き、これをもって役員会を構成する。

1. 本部長は本会を代表し、学校支援本部、役員会を召集する。
2. 副本部長は本部長を補佐し、本部長不在の時は、その代理を務める。
3. 事務局長は、事務局を代表し各事業の運営管理及び学校との連絡・調整を行う。
4. 庶務・会計は、議事記録、会合案内・通知及び会計事務等を行う。会計年度は、通常4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。
5. 事業部長は担当事業を掌握し、事業の円滑な推進に努める。
6. 校長は、本会の特別顧問として、随時、役員会、事務局会、各部会に出席し意見を述べる事ができる。また、必要に応じて役員会、学校支援本部を召集することができる。
7. 役員会は、年間4回程度開催するものとする。

第6条（会計監査）中瀬中学校支援本部には、会計監査を若干名置く。

会計監査は、支援本部の財産管理及び会計処理に関する監査を行い、必要に応じて役員会に意見を述べることができる。

ただし、会計監査は他の役員を兼ねることができない。

第7条（資金）中瀬中学校支援本部の活動資金は杉並区からの活動費（公費）、関係諸団体及び個人からの寄付金等（私費）を持ってあてる。

第8条（役員・会計監査の任期及び選出）役員・会計監査の任期は1年とするが、再任を妨げない。

また、役員・会計監査の選出は、役員会の推薦を受けて校長が認めるものとする。

第9条（守秘義務）本部役員・会計監査及び各部代表者等は、職務遂行上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。

第10条（その他） この規約は必要に応じて役員会の議決をもって改正する。

第11条（報告・評価）

年度当初には当該年度の事業計画及び予算について、また年度末には事業報告及び決算について、学校評議員会に報告し、評価を受ける。

（付 則） この規約は、平成20年8月1日から施行する。

平成22年4月1日 一部改正

平成23年5月11日 一部改正